

目黒区無防備平和条例

請求代表者意見陳述集

2007年1月25日

目黒区無防備平和条例案の直接請求に関する意見陳述

請求代表者

本日は意見陳述をさせていただき、ありがとうございます。

私は、
と申します。

平和の問題は、有識者の方達だけにお任せするのではなく、男も女も若者も高齢者も、皆で考えなくてはならないと、この運動に参加し請求代表者となりました。

私は1932年生まれで、終戦の時は高等女学校2年生で、朝鮮からの引揚げでした。真っ暗な貨車で運ばれ、トイレにいくこともままならず極寒の街路樹の下で数日を過ごし船でやっと日本海側の縁多い日本の島の湾についた時、全員で号泣した事は今も忘れません。

戦後、食べるものもなく痩せ細って苦労しましたが、この年まで生きてこられたのは戦争放棄をした日本国憲法のおかげです。そして、日本の良い所も悪い所も見てきました。

20年前より九州に本部のある「ペシャワール会」の会員となり、代表・中村哲医師を中心に、1998年ペシャワールに病院を設立し、アフガニスタン山岳地帯に診療所を作り活動してきましたが、2001年10月のアメリカ軍の「テロ撲滅」を理由としたアフガニスタン侵攻以降は、復興支援のための活動支援も行うようになりました現在も継続しています。昨年アフガニスタンへ陸路カイバル峠を越えて入国する機会があり、現地を目の当たりに見て回り、戦争の時の話を村の人々に聞きました。村全体が戦火におおわれ金持ちは「難民」として国外に避難しましたが、「難民」にもなれない人々は山の奥に逃げ、放置され救助される事もなく亡くなつたと聞きました。アメリカ軍は、ピンポイント爆弾と称して「テロリスト」掃討作戦を展開しましたが、多くの罪もない民衆の命が奪われました。

平和な時に、イラン・イラクを訪れ親切にしてくれた人々、可愛い子供たちは今どんな思いをしているのでしょうか。あのバビロンの都も崩壊し身につまされる思いです。

話は変わりますが、私の広島の友達は被爆者です。そのため次世代の子供や孫への影響を想い生涯独身を通した人が多いのです。21世紀の戦争は昔のようなものではありません。核を持つ国は抑止力のためだといいますが、一旦戦争になれば仕掛けた方も、仕掛けられた方も核戦争となり人類は消滅し、地球は破壊されることになるでしょう。

私は自分の戦争体験から子供や孫に迷うことなく平和の実現を受け継いでもらうためにも平和の礎を整えておかなければならぬと思いました。

世の中、政治も経済も法律も、そして教育もすべて人の心と人の生命を度外視して成り立つものではありません。

庶民は成すすべがないのでしょうか。いえ、自分の住む街に無防備平和条例を作るという方法があるのです。

多くの方から署名をいただいている時、自分の地域だけ条例を作つてどうなるものかとのご質問がありました。そのとき、これは日本国中に広げる運動です。日本国憲法に謳われている非戦の誓いを自分の住む街から実現していくことが大切なのではないでしょうか。区政は区民にとって一番身近なもので、自治体は区民の意志をサポートしていく事ができるシステムなのですとお答えしました。

目黒区は「平和宣言」を発信し継続している事は立派な事です。これを今、条例にし、しっかりと区民の生命および財産を守る事が求められています。

直接請求は署名する側が身分を明確にすることで、選挙で一票を投じる事と同様の力をもっていますから、区民の平和への意志である証明と切なる願いの表れです。

先般、目黒区議会は「政務調査費」問題で全国にマスコミ報道がされました。調査費の使途についてあまりに非常識な領収書が公開され区民の一人として恥ずかしい思いをしています。いま、この「汚名」を挽回するとともに、無防備平和条例を全国に先駆けて実現し、平和行政の模範となるよう尽力されることを議員の皆様に訴え、区民が平和で安心して生活できるようこの条例を実現していただきたいと思います。

ありがとうございました。

目黒区無防備平和条例案の直接請求に関する意見陳述

請求代表者

です。1986年から目黒区に在住し、今年で21年目になります。

私の祖父母は私の生まれる前に亡くなりましたが、生前短期間でしたが中根町(今の八雲)に在住していました。現在、祖父母とも八雲1丁目の東光寺に眠っております。

このような場所で私事を長々とお話しして申し訳ないのですが、私が戦争や平和について話すときに祖父母や父のことを話さざるを得ないことをお許し下さい。

祖父、は新潟県長岡市出身で、海軍の軍医でした。軍医としてはかなり出世した人で、海軍第二艦隊の軍医長や築地の軍医学校(現／国立がんセンター)の教官を勤め、同郷の山本五十六とも親交があったと聞いています。1944年10月私の伯父(父の兄ですが)、はフィリピン沖海戦で戦死しました。伯父は祖父と同じ海軍軍医で、祖父は戦死した伯父を長男としてもつとも頼りにしていました。長男を失った祖父母のショックは大きく、その知らせを聞いて間もなく祖母は肺炎にかかり1945年5月に亡くなり、祖父も1945年8月28日、終戦から10日足らずで祖母の後を追うように亡くなりました。祖父は精神的なショックによる衰弱死としか言いようのない死でした。

父は19歳のときに海軍に入隊、終戦時には呉の警備隊に所属しておりました。8月6日、広島に原爆が投下されましたが、父はその直後から広島市内に入り、連日、救援活動をしていたと聞いています。父は戦後、会社員として元気に働いていましたが、56歳でガンにかかり、3年間の闘病生活の末、59歳で亡くなりました。多発性骨髄腫というガンで、直接被爆したわけではありませんが、ヒロシマ、ナガサキの被爆者にとくに多いガンです。8月6日から間もない時期に広島に入って被爆したことが原因かもしれません。

このように戦争は私の祖父母、父親の生涯に大きな影を投げかけています。もちろん、私の例はけっして珍しいものではなく、もっと悲惨な経験をされた区民も多いと思います。戦争の被害者としての祖父母や父について語りましたが、日本の近代の歴史の中で、朝鮮半島の植民地支配や中国侵略によって、多くのアジアの人々の生命が奪われたことも忘れてはなりません。日本は自ら経験した戦争の惨禍と原因となった戦前の政治体制への反省から、教育基本法と日本国憲法を制定し、今日に至っています。

しかし、近年、日本国憲法が危機に瀕しています。安倍政権は日本国憲法を擁護するどころか、教育基本法を改悪し、新憲法制定を公言し、25日開会の通常国会で新憲法制定の手続き法を成立させたいと意気込んでいます。小泉前首相は2003年3月のイラク戦争開戦にあたりアメリカの武力行使に支持を表明しました。憲法9条を持つ国の首相として、ありえないことでたいへん恐ろしいことです。しかも、自衛隊をイラクに派兵し、いまも航空自衛隊がアメリカ軍の後方支援活動を行っています。この国では、もはや憲法は疎闊され、法の支配は地に落ちかかっています。

今年2007年は憲法が施行されてから60年の年です。日本では憲法と平和を強く求める人々の願いで平和が保たれてきました。しかし、世界に目を転じれば人類が戦争の悲劇から脱した期間はほとんどなく、朝鮮戦争、中東戦争、ベトナム戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争など、いつも世界のどこかで戦争が起り、数えきれない人々が傷付き、亡くなり、おそらく今この瞬間にも傷付き、死んでいます。その間、軍事技術は飛躍的に向上し、兵器の破壊力は60年前とは比べ物にならないくらい増しています。現代の戦場では、トマホークミサイル、クラスター爆弾、バンカーバスター(地中貫徹爆弾)、劣化ウラン弾、白煙弾などの巨大な

破壊力を持つ残虐兵器が使用され、女性や子ども、お年寄りを含む膨大な民間人を殺傷しています。

このところ、日本ではバラバラ殺人事件など、痛ましい事件が多く報道されていますが、アメリカ軍がイラクで行っていることは、普通に生活する子どもや女性などの一般市民をバラバラ殺人どころか、木つ端みじんの肉片や焼け木杭にしてしまう小さな殺人事件など足下にも及ばない残虐行為の連続です。これが小泉前首相が支持を表明し、安倍首相が後方支援を継続しているイラク戦争の実態です。

日本国憲法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した」とあります。日本国憲法第99条には「天皇、摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」とあります。

私は日本の政治の指導者や地方議員の皆様がたが「再び戦争の惨禍が起こることのないように」という日本の戦後政治の原点に帰って、憲法や国際人道法の理想を欲しいと切に願います。国の政治がこのような有り様では、目黒区民は安心して暮らすことができません。

さて、目黒区無防備平和条例(案)は、青木英二目黒区長の意見書で短くまとめられているように、目黒区が区民の平和と安全を保障する責務を明確にすることを目的として、区民の平和的生存権、平和維持のための予防措置、非核政策、無防備地区、平和行政の推進および平和予算の計上について制定しようとするものです。その中心となる事項として、ジュネーブ緒条約追加第一議定書の第59条「無防備地区」の規定を実効あるものにするための施策・事務を定め、目黒区を無防備地域として宣言することを求めていきます。

ジュネーブ緒条約追加第一議定書にはこの宣言を「紛争当事者の適当な当局が(略)宣言する」と書かれていますが、青木区長は「意見書」のなかで、「こうした宣言といふのは、日本におきましては国において行われるべきものであり、地方公共団体が行うべきことではない」、また「特定の都市が無防備地区の宣言をしたとしても、それは条約において想定されている宣言にはあたらない」という国の見解を示しつつ、「普通、地方公共団体はその権限に属する事務に関して条例を制定することができる旨定められている地方自治法第14条第1項の規定に抵触することになるため」と本条例案に反対を表明しております。地方自治法第14条第1項には「普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて(略)条例を制定できる」とあります。意見書の「国の見解」ではどの法令に抵触するのかが示されていませんが、具体的には「武力攻撃事態法」や「国民保護法」に抵触するのではないかろうか、といわれています。「武力攻撃事態法」は自衛隊が武力行使をすることを認める内容を含み、憲法第9条や前文に抵触することは明らかで、憲法上、正当かどうか非常に疑わしい法律です。

その第5条(地方公共団体の責務)には「地方公共団体は、当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する」とあります。

また、第7条(国と地方の役割分担)には「武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、國の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする」とあります。

5条の「必要な措置」、7条の「國の方針に基づく措置の実施その他適切な役割」が具体的にどのような内容なのか明らかにされていませんが、この措置や役割が、日本国憲法や国際人道法などの国際条約を誠実に守ることが前提とされなければならないのは当然で、ジュネーブ緒条約追加第一議定書に基づく本条例案と矛盾するものではありません。

さらに、政府見解は無防備地区宣言が「国において行われるべきもの」としていますが、追加議定書の公式な注釈書である赤十字国際委員会のコメントアル、パラグラフ2283でも「宣言主体について、一般には政府であるが、状況によっては地方の軍指揮官や町長、市長、知事といった地方行政当局から宣言されることがありうる」と解釈されています。無防備平和運動の資料に記載されているこの内容が正しければ、無防備平和条例は自治体でも制定を妨げるものではないことになります。

無防備平和宣言運動は関西や首都圏の20近くの自治体で取り組まれていますが、平和運動の内部からさまざまな意見が出ています。ジュネーブ諸条約は戦争を前提とした条約なので憲法9条を守る運動とは相容れないという意見もあります。無防備平和条例の運動は、ジュネーブ条約を平和のために有効に使おうという運動で、攻撃を受けないためには武力を持たないという日本国憲法の精神を自治体レベルで発展させようという運動であると私は考えています。

「無法な侵略に対して無抵抗でいいのか」という批判もあります。しかし無防備地域を宣言しても基本的人権までも奪われるものではなく、不法な占領にたいしては、非軍事的な手段による抵抗、たとえば非暴力のデモやストライキなどで立ち向かう方法が残されています。現代の戦争はかつてとは比べものにならないほど、残酷で巨大な破壊力を持つ兵器で闘われます。劣化ウラン弾がイラクの子どもたちのみならず、アメリカの帰還兵にも大きな健康被害をもたらしていることをも見ても、現代の戦争に勝者はいません。武力を使うこと、それ自体が敗北であり、武力で何ごとかが解決されるという誘惑にいかに打ち勝つかが問われています。本条例案の有効署名数は5569筆を数えます。署名をしてくださった区民一人一人がこの署名に託した平和への願いを真摯に受け止め、条例案の成立に向けてご議論をしていただくようにお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

区民の生命と財産を守る無防備平和条例！

請求代表者

今般取り組まれた無防備平和条例にむけた直接請求署名では、有効署名数 5569 筆と、本当に多くの区民の方々が平和に対する思いを署名という形で意思表示してくれました。

その区民の方々の平和への思いを真摯に受け止め、請求代表者の一人として区民を代表し意見を述べさせて頂きます。

私の父は大工でした。先の戦争では兵舎建設や橋梁工事などの仕事をするため、南方方面に出稼ぎに出していました。1941年12月8日の太平洋戦争勃発は船の中で知ったとの事です。その後、硫黄島で海軍として現地召集され、サイパン島・テニアン島と陥落寸前の場所を転々とし、終戦はトラック島で迎え、1945年末に復員したとの事です。そのため、戦友といえる仲間は殆どなく帰って来ました。身体のあちこちに爆弾の破片を受けながらも、命からがら帰ってきた父を待っていたのは「跡継ぎの長兄の長男ではなくお前か」という言葉だったそうです。心待ちにしていた本家の長男（父の甥）は戦病死、帰ってきたのは末弟の父だったとは言え、人の命に優劣があるはずもなく、雨霰と降りかかる砲弾の中、必死に生き延び帰還した人間に惨たらしい言葉を浴びせる。これは正に戦争という状況が言わせた言葉だったではないでしょうか。その後の父は、母と結婚したものの、戦前はまったく口にしなかった「酒」や「煙草」も戦地で知り（戦地では兵隊に配給された）、「酒」や「煙草」に溺れる毎日が続いたそうです。それは、私が生まれた以降も続きました。結局、それが原因で身体を壊し、12年という長い闘病生活の末、19年前の1988年1月22日にこの世を去りました。このように、戦争は建物や自然だけでなく、人の心まで壊してしまう。戦争とは、それ程恐ろしい代物ではないでしょうか。

この事を知り、私は戦争を憎み、無くして行くためには何が必要かを考えるようになりました。そして、絶対に生涯変える事のない私の主張「平和な世の中を作るためには、紛争を話し合いで解決していく非武装の平和外交しかない」が生まれたのです。

さて、今回出された平和条例（案）に対する区長の意見書を見ますと、「普通公共団体はその権限に属する事務に関して条例を制定することができる旨定められている地方自治法第14条第1項の規定に抵触するため」と条例制定に反対しています。これは、「当該地域の防衛は、日本におきましては国において行われるべきもの、地方公共団体が無防備地区宣言を行う事はできない。」とし、又、「特定の都市が無防備地区の宣言をしたとしても、それは、条約において想定されている宣言には当たらない。」とした政府の見解をそのまま引用しているものです。

この地方自治法第14条第1項には、自治体は「法令に違反しない限りにおいて」条例を制定することができると規定されていますが、どこにも無防備平和条例を制定してはいけないとは、書いてありません。そう考えると、実は地方自治法ではなく、他の法令に抵触する恐れがあるということです。例えば、武力攻撃事態対処法（正式には武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）や国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）等に抵触する恐れがあるから反対だと解釈できる訳です。

それでは、この武力攻撃事態対処法や国民保護法はどういう法律なのでしょうか。言わざと知れた「戦争国家総動員法」です。そもそも、これら有事関連法案は、日本国憲法前文の中にある

「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と定められた平和的生存権、「戦争放棄・戦力不保持」を謳った同第2章「戦争の放棄」第9条に抵触していると言っても過言ではない法律であり、その整合性に議論の余地が残されています。百歩、千歩、否万歩譲ってこれらを認めるとしても、これらの中にも無防備平和条例を妨げるような条文は見あたらないばかりか、今回の条例（案）はむしろこれらの法令に沿ったものとなっています。例えば、武力攻撃事態対処法第5条には、「地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及びほかの地方公共団体その他機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。」となっており、自治体が住民を保護する使命を有することを明言しておりますし、そのための方策として今回のような無防備地区成立の4要件を満たす街づくりを行うことを排除する規定はありません。

また、自治体が「必要な措置を実施」しようとする際には、憲法を始めとする国内法や日本が批准している条約の枠内で行うこととは誰もが知る所です。

ご存じのとおり、国際人道法の基本原則には、民間人とその日常生活を軍人と軍事活動から完全に分離すべきであると明文化されています（軍民分離の原則）。自治体が武力攻撃事態対処法に定められた「必要な措置を実施する」際にも、この原則に従うことが当然求められます。目黒区のように住宅密集している所から軍事力や軍備を排除していくとする今回の無防備平和条例（案）は、この意味で自治体のとるべき措置を法的に補強するものです。このまま、地方自治体が国の言いなりになり、国の進める戦争国家体制作りに埋没していたのでは、地域住民の福祉の向上、言い換えれば地域住民の生命と身体・財産を守る事が第一義的に地方自治体の責務とした地方自治法第1条の2に規定した「地方公共団体の役割と国の配慮」の趣旨に反するものと言わざるを得ません。この地方自治法第1条の2には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあり、又、同第2項は、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、中略、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」としています。

又、日本国憲法第10章「最高法規」第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とし、憲法の尊重と擁護の義務を規定しています。そして、同第98条では、日本国憲法が国の最高法規と位置付け、同第2項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」として、条約や国際法規の遵守が必要であることを謳っています。このことから、日本が批准したジュネーヴ条約・諸条約を遵守する行政を行う必要があります。

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第59条第2項は、紛争当事国の「適当な当局」が無防備地区を宣言できるとしています。このことは、赤十字国際委員会のコメントарル・パラグラフ2283でも宣言主体について、「一般には政府であるが、状況によっては地方の軍指揮官や町長、市長、知事といった地方民政当局から宣言されることがあり得る」と解釈されています。国際人道法の条約条文と赤十字国際委員会のコメントарルで解釈が出されている以上、日本政府にはこれらを覆し「地方自治体は無防備地区宣言ができない」等という解釈をする権利はどこにもない

のです。そもそも「国の見解」なるものは、条約でもなければ、法律でもなく、見解はしばしば変更されたり撤回されたりするものであって、条例に反対する正当な根拠にはなり得ないものだからです。よって、無防備平和条例は自治体でも当然に制定できるし、無防備地区として宣言できると断言できます。

今回の条例（案）では、「区民憲章」と「目黒区平和都市宣言」に基づき、又、平和憲法を擁護し、より発展させるため、非核・非武装の平和な街づくりを、私たちが住む目黒区から進めようという趣旨の条文になっています。1985（昭和60）年に公示した「目黒区平和都市宣言」でも、「目黒区は平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市であることを宣言する」と謳っています。

条例（案）でも、そこに着目し、「日本国憲法と国際人道法の精神を活かし平和条例を制定する」としてあります。この条例（案）の中には、今や国際人道法として認知され、多くの国に批准されたジュネーヴ諸条約第一追加議定書を参考に引用した条文がいくつかあります。まず、条例（案）第3条では、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条で規定した「軍事目標主義・軍民分離原則」や同第58条で規定した「攻撃の影響に対する予防措置」を実施するための項目が条文化されています。又、同条例（案）第5条では、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第59条に規定されている「無防備地区」を満たすための措置が盛り込まれています。

このように、無防備平和条例制定に向けた直接請求の取り組みは、「世界の平和は非武装でしか作りえない」という視点に立った取り組みであります。又、「地域の平和は地域に住む人たちの力で作り出していく、行政はそれを支え推進していく義務がある」という、正に地方自治の力が問われている取り組みなのです。

今、世界の流れは「非武装の地域作り」に向かっています。このことは、日本と同じ東アジアにもあります。フィリピンのミンダナオ島には、フィリピン政府軍とモロ・イスラム解放戦線の軍事紛争から住民自らを守るため、「ピースゾーン」を宣言し、戦争のない平和な生活を取り戻している地域があります。法的後ろ盾はないものの、平和教育や対話を実践し社会的に認知されています。正に「無防備地域運動」に似た取り組みです。こういう地域が現在も広がりつつあります。これが世界に広がれば、世界から戦争や紛争といった「人と人との殺し合い」はなくなつていくのではないかでしょうか。本来、政務調査費はこうした世界の流れを情報収集することなどにこそ使われなければならないものなのではないでしょうか。

日本政府が有事関連法案を殆ど整備し、又、防衛庁を防衛省に昇格させ自衛隊の本務を海外任務にまで広げ、日本国憲法をも変えようと目論見、何時でも何処でも海外進出できる体制を作つてきている今こそ、目黒区に生まれ育つであろう将来の子どもたちにどんな目黒区を残していくのか、そこを考えていかなければならぬのではないでしょうか。議員の皆様一人ひとりが、自分たちの子や孫に、そして甥や姪やその子どもたちにどんな目黒区を残していくのか、そういう視点に立って考えて頂きたい。会派を越え・党議党則を越えて「目黒の恒久平和」への道を切り開く決断を下して頂きます事を切にお願いし意見陳述とさせて頂きます。

目黒無防備平和条例案の直接請求に関する意見陳述

請求代表者

私は、申します。

「目黒無防備平和条例」直接請求代表者の一人として、本会議においてぜひとも条例制定を実現したく意見を述べさせていただきます。

2006年10月21日～11月20日の1ヶ月の署名収集で、目黒区での法定署名数4、369名中有効署名数5、569筆（全体で6、327筆）を集め事が出来ました。

この署名を通じて「私は戦争で主人を亡くし大変な目に合いましたよ。日常で、ひとり殺したら犯罪者として罰せられるのに、戦争で沢山人を殺すと英雄扱いされ、勲章までもらえるなんて何か変ですよね。戦争を体験したから思うのですが、今、戦争の頃に似てきてるようで怖いですね。」と署名して帰った75歳のおばあさんや、「私は戦争で人を殺しました。こんな私でも署名する資格がありますか？」と述べ、当時の私たちはお国のために、天皇陛下のために命を捧げろと教えられ、戦争に行きました。この歳になんでも戦地で死んでいった仲間や敵を処刑した場面、血の臭い、銃砲類の火薬のにおいや、その当時の光景が今でも目に焼き付いて苦しんでいます。自衛隊が救援活動だけなら、何の問題にもならないが、今の自衛隊の機能は軍隊だよ。あの戦争の時と同じだよ。絶対に戦争はいかん。国が守ってくれなければ住民が地域で取り組んでいきたいね。私も是非署名をさせてください。近所にも声をかけるから。」と熱く思いを語り、すぐに奥さんも署名に連れてきてくれた80歳過ぎのおじいさん。また、私達の署名活動を見て、「目黒の区民ではないけど署名させてもらえますか？」と自ら積極的に署名に協力を申し出くれた若いお母さんなど、「家族が住んでいる地域を戦場にしたくない。」「戦争で子ども達が犠牲になるのを見たくない。戦場にも行かせたくない。」との声や励ましの言葉も数多くいただきました。この署名は、目黒の区民一人ひとりの平和を願う思いが込められているものです。

人類は、戦争で多くの悲劇を生み出してきましたが、一方で戦争をなくす努力も重ねてきました。戦時の非人道的行為の禁止や民間人の保護などを定めた「国際人道法」の国際条約ができ、これらは、遵守すべき国際法規になっています。

有名なのが、第二次世界大戦後のジュネーブ条約です。日本では、「平和憲法第九条」ができました。しかしながらその後も朝鮮戦争、ベトナム戦争等が起これ、圧倒的に民間人が巻き込まれ、犠牲になりました。そのため民間人をもっと徹底して保護する目的で、1977年ジュネーブ諸条約の追加議定書ができ、日本は2004年に批准し

ました。

國も地方自治体も「國際人道法」を遵守する必要があります。日本国憲法第九八条に憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律は、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効果を有しない。第二項は「確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とうたっており、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の第一条第一項では、「締約国は、すべての場合において議定書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保することを約束する。」とすべての場合において議定書を尊重することを日本国も約束しています。

また、国民保護法第九条第二項でも、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力戦争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。」と定めています。地方自治体も、当然、確立された国際法規・国際人道法を、誠実に遵守する必要があります。なお、アメリカなどはこの追加議定書に加入せず、国際法の根拠もなしにイラクを攻撃し、民間人を虐殺しています。このような非人道的行為は、人類が積み重ねてきた戦争違法化の歴史を否定するものです。このようなことをなくす為にも国際世論の圧力で、国際人道法を遵守させていく必要があります。

そのためにも私たちの住む地域から「国際人道法」を盛り込んだ「平和条例」を作る必要があると思います。私たちは、自分たちの住む街や地域、家族を愛しています。そして自分の家族も含め、同じ地域にすむ人々の生活と命を大切にしたいと考えています。世界中の人々にとっても、その願いは同じだと思います。

以上が私達署名に携わった者並びに、署名をしてくれた区民、また区民でなくても署名をしたいと申し出てくれた方々一人ひとりのこの条例制定への思いです。我々区民の代表者たる区議会の皆さん、どうかこれら 6,000 筆以上の思いを受け止めて条例制定に向け慎重にご審議いただけますようお願い申し上げます。